国立大学法人電気通信大学特定任期付職員の本給に関する規程

平成22年 4月 1日 改正 平成23年 3月29日 平成24年 7月 1日

平成26年 3月25日 平成27年 3月26日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学特定任期付職員就業規則第29条の規定に基づき、特定任期付職員(以下「職員」という。)の本給の決定について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - 一 年俸制 年額により本給を決定することをいう。
 - 二 教員等 特任教員、特任研究員、特任研究支援員
 - 三 一般職員 教員等以外の職員
 - 四 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数(第6条及び第7条の規定によりその年数に換算された年数を含む。)をいう。

(本給)

- 第3条 本給表は、別表第1に定める。
- 2 年俸制による本給は当該年俸の金額を12で除した額を本給の月額として支給する。
- 3 本給表の適用については、次の各号に掲げる本給格付表による。
 - 一 教員等 年俸制教員等本給格付表(別表第3 イ)
 - 二 一般職員 年俸制一般職本給格付表(別表第3 口)
- 4 前2項の規定にかかわらず、著しい教育・研究上の業績がある場合等、学長が特に必要があると認めた場合は別表第2に定める年俸制特別職本給表を適用することができる。
- 5 本給表及び本給格付表は、国家公務員給与の改定、法人の収支状況、社会情勢等を斟酌して改定することができる。

(職務の級)

- 第4条 職員の職務の級は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、 勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して決定する。
- 2 別表第3イ及び口に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容については、別表第4に定める級別標準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

(号給の決定)

- 第5条 職員の号給は、基準となる学歴免許ならびに当該学歴免許取得後の経験年数により決定する。ただし、当該職員の業績又は外部資金等の予算の状況により学長が特に必要と認めた場合には、上位又は下位の号給とすることができる。
- 2 職員の本給は、毎年度、その者の業績等を勘案して、学長が特に必要と認めた場合には、適用する号給を引き上げ又は引き下げることができる。
- 3 平成30年3月31日までの間、職員(別表第3のイの適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である者及び別表第3の口の適用を受ける職員のうち、その職務の級が6級以上である者であってその号給がその職務の級に規定する最低の号給でない者に限る。以下この項において「特定職員」という。)に対する本給の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては特定職員となった日)以後、本給の月額(当該年俸の金額を12で除した額)から、当該特定職員の本給の月額(当該特定職員が第34条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた本給の月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 4 平成24年7月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。) においては、別表第1及び別表第2の適用を受ける職員に対する本給の月額(当該職員が国立大学法人電気通信大学職員給与規程第34条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた本給の月額をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、本給の月額から、本給の月額に、当該職員に適用される次の表の本給表欄に掲げる本給表及び職務の級欄に掲げる級に応じそれぞれ同表の割合欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減ずる。

本給表	職務の級	割合
年俸制本給表(別表	1級	100分の4.77
第3のイの適用者)	2級	100分の7.77
	3級	100分の9.77
年俸制本給表(別表	2級以下	100分の4.77
第3のロの適用者)	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
年俸制特別職本給表	全ての号給	100分の9.77

- 5 特例期間においては、第3項の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、前項中「、本給の月額に」とあるのは「、本給の月額から第3項に定める額に相当する額を減じた額に」とする。
- 6 第1項ただし書の規定により相当程度低い給与に決定された職員及び学長が減額の必要がないと特に認めた職員については第4項に規定する減額を行わないことができるものとする。

(経験年数の起算及び換算)

- 第6条 職員の号給を決定する場合における経験年数は、当該職員の最新の学歴免許を取得した時以後の経験年数による。
- 2 職員の持つ同種の職務に在職した年数以外の年数については、「国立大学法人電気通信大学職員の初任給、昇給、昇格等に関する細則」別表第4に定める経験年数換算表の 定めを準用して職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

(経験年数の調整)

- 第7条 経験年数の起算にかかる学歴免許が大学卒以外の学歴免許となる職員にあっては、次の各号に掲げる学歴免許に応じ各号に規定する年数をその者の経験年数に加除した年数をもってその者の経験年数とする。
 - 一 高校卒 一4年
 - 二 修士課程修了(大学6卒を含む) 3年
 - 三 博士課程修了 6年6月

(この規程により難い場合の措置)

第8条 この規程に定めるもののほか、職員の年俸制による本給については、学長が、必要に応じ、国立大学法人電気通信大学職員の初任給、昇給、昇格等の基準に関する細則 又は国家公務員の例に準じてその都度決定する。

附則

(施行日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(施行日前日から引き続き特定任期付職員である職員の経過措置)

2 施行日の前日から引き続き特定任期付職員である者の本給については、施行日において適用されている任期中、この規則の規定にかかわらず、施行日の前日に適用されていた本給月額をもってこの規則による本給とすることができる。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年3月26日から施行する。

別表第1 年俸制本給表(第3条第1項関係)

別表第	1 年俸制本紹表	(第3条第1項膜
号給	年俸	本給の月額
	円	円
1	2, 400, 000	200, 000
2	2, 640, 000	220,000
3	2,880,000	240,000
4	3, 120, 000	260,000
5	3, 360, 000	280,000
6	3, 600, 000	300, 000
7	3, 840, 000	320, 000
8	4, 080, 000	340,000
9	4, 320, 000	360,000
10	4, 560, 000	380,000
11	4,800,000	400,000
12	5, 040, 000	420,000
13	5, 280, 000	440,000
14	5, 520, 000	460,000
15	5, 760, 000	480,000
16	6,000,000	500,000
17	6, 240, 000	520,000
18	6, 480, 000	540,000
19	6, 720, 000	560,000
20	6, 960, 000	580,000
21	7, 200, 000	600,000
22	7, 440, 000	620, 000
23	7,680,000	640,000
24	7, 920, 000	660,000
25	8, 160, 000	680,000
26	8, 400, 000	700,000
27	8, 640, 000	720, 000
28	8,880,000	740, 000
29	9, 120, 000	760, 000
30	9, 360, 000	780, 000
31	9,600,000	800,000
32	9, 840, 000	820, 000
33	10, 080, 000	840, 000
34	10, 320, 000	860,000
35	10, 560, 000	880,000

36	10, 800, 000	900, 000
37	11, 040, 000	920, 000
38	11, 280, 000	940, 000
39	11, 520, 000	960, 000
40	11, 760, 000	980, 000
41	12, 000, 000	1,000,000
42	12, 240, 000	1, 020, 000
43	12, 480, 000	1, 040, 000
44	12, 720, 000	1,060,000

別表第2 年俸制特別職本給表(第3条第4項関係)

号給	年俸	月額
1	13, 200, 000	1, 100, 000
2	14, 400, 000	1, 200, 000
3	15, 600, 000	1, 300, 000
4	16, 800, 000	1, 400, 000
5	18, 000, 000	1, 500, 000

別表第3(第3条第3項関係)

イ 年俸制教員等本給格付表

職務の級経験年数	1級	2級	3級
1年未満	8	9	10
1年以上2年未満	9	10	11
2年以上3年未満	10	11	12
3年以上4年未満	11	12	13
4年以上5年未満	12	13	14
5年以上6年未満	13	14	15
6年以上7年未満	14	15	16
7年以上8年未満	15	16	17
8年以上9年未満	16	17	18
9年以上10年未満	16	18	19
10年以上11年未満	17	19	20
11年以上12年未満	17	20	21
12年以上13年未満	18	21	22
13年以上14年未満	18	22	23
14年以上15年未満	19	23	24

15年以上16年未満	19	23	25
16年以上17年未満	19	24	26
17年以上18年未満	20	24	27
18年以上19年未満	20	25	28
19年以上20年未満	20	25	29
20年以上21年未満	21	26	30
21年以上22年未満	21	26	31
22年以上23年未満	21	27	32
23年以上24年未満	21	27	33
24年以上25年未満	21	27	33
25年以上26年未満	22	28	34
26年以上27年未満	22	28	34
27年以上28年未満	22	28	35
28年以上29年未満	22	29	35
29年以上30年未満	22	29	36
30年以上31年未満	23	29	36
31年以上32年未満	23	29	37
32年以上33年未満	23	30	37
33年以上34年未満	23	30	38
34年以上35年未満	23	30	38
35年以上36年未満	23	30	39
36年以上37年未満	24	31	39
37年以上38年未満	24	31	39
38年以上39年未満	24	31	40
39年以上40年未満	24	31	40
40年以上41年未満	24	31	40
41年以上42年未満	24	31	40
42年以上43年未満	24	31	40
43年以上	25	32	41

別表第3 口 年俸制一般職本給格付表

職務の級経験年数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1年未満	1	2							
1年以上2年未満	2	3							
2年以上3年未満	3	4							
3年以上4年未満	4	5	·			·			
4年以上5年未満	5	6							

5年以上6年未満	5	7	7						
6年以上7年未満	6	7	8						
7年以上8年未満	6	8	9						
8年以上9年未満	7	8	10						
9年以上10年未満	7	9	11						
10年以上11年未満	7	9	12						
11年以上12年未満	8	10	12	12					
12年以上13年未満	8	10	13	13	14				
13年以上14年未満	8	11	13	14	15				
14年以上15年未満	9	11	14	14	16				
15年以上16年未満	9	12	14	15	16				
16年以上17年未満	9	12	15	15	17				
17年以上18年未満	9	12	15	16	17	18			
18年以上19年未満	10	13	16	16	18	19			
19年以上20年未満	10	13	16	17	18	20	20		
20年以上21年未満	10	13	16	17	19	21	21		
21年以上22年未満	10	14	17	18	19	22	22		
22年以上23年未満	11	14	17	18	20	22	23	24	
23年以上24年未満	11	14	17	19	20	23	24	25	
24年以上25年未満	11	14	18	19	21	23	25	26	
25年以上26年未満	11	14	18	20	21	24	25	27	29
26年以上27年未満	11	14	18	20	22	24	26	27	30
27年以上28年未満	11	14	18	21	22	25	26	28	31
28年以上29年未満	11	14	18	21	22	25	27	28	32
29年以上30年未満	11	15	18	21	22	25	27	29	32
30年以上31年未満	11	15	19	21	22	26	28	29	33
31年以上32年未満	11	15	19	21	23	26	28	29	33
32年以上33年未満	11	15	19	22	23	26	29	30	34
33年以上34年未満	11	15	19	22	23	26	29	30	34
34年以上35年未満	11	15	19	22	23	27	30	30	34
35年以上36年未満	11	15	19	22	23	27	30	31	35
36年以上37年未満	11	15	20	22	24	27	30	31	35
37年以上38年未満	11	16	20	23	24	27	30	31	35
38年以上39年未満	11	16	20	23	24	27	30	31	35
39年以上40年未満	11	16	20	23	24	27	30	31	35
40年以上41年未満	11	16	20	23	24	27	30	31	35
41年以上42年未満	11	16	20	23	25	27	30	31	35
42年以上	11	16	21	24	25	27	30	31	35

別表第4 級別標準職務表 (第4条第2項関係)

イ 年俸制教員本給表級別標準職務表

職務の級	1	漂 準	的	な	職	務	
1級	助教及び即	カ手の職務又	は助教及で	ド助手に 村	当当する職	战務	
2級	准教授の恥	戦務又は准教	授に相当す	る職務			
3級	教授の職務	务又は教授に	相当する職	战務			

口 年俸制一般職本給表級別標準職務表

職務の級		標	準	的	な	職	務
1級	定型	型的な業務を	行う職務	5			
2級	主任	壬の職務					
3級	1	専門職員の	職務				
	2	係長に相当	する職務	Š			
4級	1	専門員の職	務				
	2	課長補佐に	相当する	職務			
	3	困難な業務	を分掌す	る専門職	員等の職	務	
5級	1	課長に相当	する職務	5			
	2	困難な業務	を処理す	る専門員	等の職務	Ş	
6級	困難	難な業務を所	掌する調	県の長に相	当する職	務	
7級	部上	長に相当する	職務				
8級	重	要な業務を所	掌する部	『の長に相	当する職	務	
9級	特に	こ重要な業務	を所掌す	る部の長	に相当す	る職務	